

## 沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領

平成 26 年 4 月 4 日制定

### (趣旨)

**第 1 条** この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第 8 条に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (名称及び所掌事項)

**第 2 条** 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
相談支援・人材育成部会	相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討
療育・教育部会	障害児者の療育及び教育の課題の検討等
医療的ケア児支援部会	医療的ケア児の支援体制の整備、関連分野（保健・医療・障害福祉・保育・教育等）の連携体制構築の推進等
就労支援部会	就労支援の課題の検討等
住まい・地域支援部会	住まい及び地域生活の課題の検討等
権利擁護部会	障害児の権利擁護の課題の検討等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 26 号）第 17 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を含む）

### (役員)

**第 3 条** 部会に部会長及び副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故がある時は、副部会長がその職務を代理する。

### (部会員)

**第 4 条** 部会員は、運営要綱第 4 条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。

- 2 部会員は、必要に応じて、次条で定める会議に部会員以外の者の出席を求め、部会長の許可を得て、部会員以外の者の意見又は説明を聴くことができる。

### (会議)

**第5条** 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会及び障害福祉課長は、部会に対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。
- 3 部会は、市町村協議会、障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。
- 4 部会は必要に応じてワーキングを置くことができる。
- 5 部会の活動計画は協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は協議会へ報告するものとする。ただし活動計画に関し急施を要する場合で協議会を開くいとまがないときは、活動内容の報告のときの同意をもって協議会の承認に代えることができる。

### (秘密の保持)

**第6条** 部会員及び構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (任期)

**第7条** 第4条の規定により決定された者の任期は、2年とする。

- 2 部会員は、再任することができる。

### (庶務)

**第8条** 部会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

### (委任)

**第9条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成26年4月4日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月15日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。